

精密工学会北海道支部 「技術賞」規約

1. 贈賞の趣旨

精密工学会北海道支部技術賞は、精密工学の分野で創造的業績を上げると共に支部の活動に積極的に貢献した道内企業を筆頭とする研究開発グループに、その努力と精進を顕彰し将来の発展を期待して贈賞する。

2. 贈賞対象となる業績分野

下記(1)-(4)のいずれかに該当する業績分野とする。

- (1) 精密機器の開発
- (2) 生産技術に関連する研究または開発
- (3) 精密加工技術にかかわる研究または開発
- (4) その他精密工学に関連する技術の研究または開発

3. 受賞資格

第 2 項の業績分野に合致し、かつ下記(1)-(3)のすべてに該当するものとする。

- (1) 道内企業を筆頭とする研究開発グループにより実施された業績
- (2) 支部学術講演会等で発表された、あるいは発表予定の業績
- (3) 他に褒賞を受けていない業績

4. 贈賞件数

審査基準を満たすと判断された業績に対し贈賞し、各年において複数件の贈賞も可とする。

5. 賞

受賞者への贈呈物は、別途申し合わせ事項で定める。

6. 審査

- (1) 精密工学会北海道支部 技術賞審査委員会で審査する。
- (2) 委員会は支部長の委嘱する委員で構成する。
- (3) 委員の選出は別途定めた申し合せ事項による。
- (4) 支部講演会の前刷原稿と発表を審査資料とする。
- (5) 必要に応じて委員会の希望により支部幹事が関連資料を請求する。

7. 決定

精密工学会北海道支部技術賞審査委員会の審査報告を受け、精密工学会北海道支部商議委員会で決定する。

8. 贈賞式

贈賞式は、精密工学会北海道支部学術講演会の懇親会席上で行う。